介護老人保健施設湖水荘

入所利用 重要事項説明書

1 施設の概要

(1) 提供できる居宅サービスの種類と地域

事業所名 (施設名)	介護老人保健施設湖水荘
所在地	青森県北津軽郡鶴田町大字廻堰字東下山91-2
電話番号	0 1 7 3 - 2 2 - 5 6 9 4
FAX番号	0173-22-5876
事業所番号	指定事業所番号(0252480017号)
サービスを提供できる地域※	鶴田町、五所川原市、板柳町、つがる市

[※]上記地域以外にお住まいの方でもご希望の方はご相談ください。

(2) 当事業所の職員体制

	秋只什叫·	
職種	人員	業務内容
		施設の業務を総括管理する。
施設長(医師)	1以上	入所者の病状を把握し、入所者の診察・健
		康管理及び保健衛生指導に従事する。
施設長補佐		施設長の命を受け、診療業務を除くその他
旭权政制化		の庶務を補佐し又は代行する。
薬剤師	0.3 以上	医師の処方による調剤及び薬剤の管理をす
采用即	0.5 以上	る。
		医師の診療補助及び看護並びに入所者の
看護職員	10以上	保健衛生管理及び日常生活の援助に従事
		する。
介護職員	2 4以上	施設長の命を受け、係りの業務を処理する
刀 受収只	2.4以上	入所者の日常生活の援助に従事する。
理学療法士		入所者の機能回復の促進及び機能低下を予
作業療法士	1以上	防する業務に従事する。
言語聴覚士		
士松扣狄吕	1 DL L	入所者及び家族の相談に応じ、必要な助言
支援相談員	1以上	その他の援助を行なう。
介護支援専門員	1以上	施設サービス計画の作成等に従事する。
		利用者の状態に応じた適切な食事提供のた
管理栄養士	1以上	めの栄養管理及び調理指導と食事相談業務
		に従事している。
事務員他		庶務及び会計並びに営繕業務等に従事する

施設長 施設長補佐 作業療法士 支援相談員 ⁻8時30分~17時30分 介護支援専門員 管理栄養士 勤務時間 事務職員 看護 • 介護職員 早勤 7時~16時 日勤 8時30分~17時30分 遅勤 10時00分~19時00分 10時30分~19時30分 夜勤 16時~翌9時 休暇 4週 8休

2 当施設の特徴等

(1)目的

介護老人保健施設は、看護、医学的管理の下での介護や機能訓練、その他必要な医療と日常生活 上のお世話などの介護保険施設サービスを提供することで、入所者の能力に応じた日常生活を営む ことが出来るようにし、1日でも早く家庭での生活に戻ることが出来るように支援することを目的 とした施設です。さらに、家庭復帰の場合には、療養環境の調整などの退所時の支援も行ないます ので、安心して退所いただけます。

(2) 概要

当事業所では、どのような介護サービスを提供すれば家庭に帰っていただける状態になるかという施設サービス計画に基づいて提供されます。この計画は、利用者に関わるあらゆる職種の職員の協議によって作成されますが、その際、ご本人・扶養者の希望を充分に取り入れ、また、計画の内容については同意をいただくようになります。

3 サービスの内容

①施設サービス計画の立案

当事業所でのサービスは、どのような介護サービスを提供すれば家庭に帰ったいただける状態になるかという施設サービス計画に基づいて提供されます。この計画は、利用者に関わるあらゆる職種の職員の協議によって作成されますが、その際、ご本人・扶養者の希望を十分に取り入れ、また、計画内容については同意をいただくようになります。

②医学的管理·看護

入院の必要の無い程度の要介護者を対象としていますが、医師・看護職員が常勤していますので、 ご利用者の状態に照らして適切な医療・看護を行ないます。

- ③リハビリテーション実施計画の立案 リハビリテーション実施計画書を作成し、その際、ご本人・扶養者の希望を十分に取り入れ、ま た、計画の内容については同意を頂くようになります。
- ④機能訓練(リハビリテーション、レクリエーション、クラブ活動)原則として機能訓練室にて行ないますが、施設内での全ての活動が機能訓練の為のリハビリテーション効果を期待したものです。
- ⑤介護(外出・外泊の介護用品の貸し出し)

施設サービス計画に基づいて実施します。

⑥栄養ケア計画の立案

管理栄養士が、ご利用者様の個々の栄養状態、健康状態に着目した栄養管理・評価を行い、高齢者の低栄養状態等の予防・改善を図り、要介護状態の予防及び重度化防止を期待したものです。 疾病治療の手段として、医師の指示により療養食を提供します。また、経管栄養の方については、経口摂取への移行の可能性に関する評価を適切に行ないます。

栄養ケア計画書を作成し、その際、ご本人・扶養者の希望を十分に取り入れ、また、計画の内容 については同意を頂くようになります。

⑦食事(誕生日には特別な食事の提供)

朝食 7:30~ 昼食 12:00~ 夕食 17:30~

食事は原則として食堂でおとりいただきます。

⑧入浴 (一般浴槽)

入所利用者は、週に最低2回ご利用いただきます。ただし、利用者の身体の状態に応じて清拭となる場合があります。

- ⑨相談支援サービス(退所前後訪問援助、退所時援護)
- ⑩家族代行(医療機関受診等)
- ①理美容サービス
- ②地域交流(児童、高齢者、諸団体、ボランテイア等)
- (13)その他

※これらのサービスの中には、利用者の方から基本料金とは別に利用料金を頂くものも有りますので、具体的にご相談下さい。

4 利用料金

※「介護保険適用時の1日あたりの自己負担額」とは1割負担の場合となっております。

(1) 基本利用料

施設利用料(介護保険制度では、要介護認定による要介護の程度とご利用になるお部屋によって利用料が異なります。以下は1日あたりの自己負担です)

ア 従来型個室(1日あたりの自己負担額)

	介護保健施設サービス費(I)(i)	介護保険適用時の1日あたりの 自己負担額
要介護1	7, 170円	717円
要介護2	7,630円	763円
要介護3	8,280円	828円
要介護4	8,830円	883円
要介護 5	9,320円	932円

イ 多床室(1日あたりの自己負担額)

	介護保健施設サービス費(I) (iii)	介護保険適用時の1日あたりの 自己負担額
要介護1	7,930円	793円
要介護2	8,430円	843円
要介護3	9,080円	908円
要介護4	9,610円	961円
要介護 5	10,120円	1,012円

注 厚生労働大臣が定める施設基準を満たした場合は介護保健施設サービス費 (I) (i) (ii) となり、満たさない場合は介護保健施設サービス費 (IV) (i) (ii) となります。変更のときは別途連絡いたします。

ウ 付加サービスの利用料

2 13/11/2 E 2 (
	1日又は1回あたりの利用料金	介護保険適用時の 1日又は1回あたりの自己負担額
初期加算(Ⅱ)	300円/日	30円/日
安全対策体制加算	200円 (1回のみ)	20円 (1回のみ)
認知症ケア加算	7 6 0円/日	7 6 円/日
認知症専門ケア加算	(I) 30円/日 (II) 40円/日	(I) 3円/日 (II) 4円/日
認知症チームケア 推進加算	(I) 1, 500円/月 (II) 1, 200円/月	(I) 150円/月 (Ⅲ) 120円/月
若年性認知症利用者 受入加算	1,200円/日	120円/日
療養食加算	6 0円/食	6円/食
夜勤職員配置加算	240円/日	2 4 円/日
サービス提供体制強化 加算 (I)	220円/日	2 2円/日
介護職員 処遇改善加算(I) ※令和6年5月まで	サービス費総単位数の 3.9%×10	サービス費総単位数の 3.9%
介護職員等 特定処遇改善加算(I) ※令和6年5月まで	サービス費総単位数の 2. 1%×10	サービス費総単位数の 2.1%
介護職員等ベースアップ 等支援加算 ※ 令和6年5月まで	サービス費総単位数の 0.8%×10	サービス費総単位数の 0.8%
介護職員等処遇改善加算	サービス費総単位数の	サービス費総単位数の
(令和6年6月から)	7. 5%×10	7. 5%
外泊時の費用	3,620円/日	362円/日
(在宅サービスを利用する場合)	8,000円/目	800円/日
ターミナルケア加算	死亡日以前31~45日	死亡日以前31~45日

		1
	7 2 0 円/日	7 2 円/日
	死亡日以前4~30日	死亡日以前4~30日
	1,600円/日	160円/日
	死亡日前日及び前々日	死亡日前日及び前々日
	9,100円/日	910円/日
	死亡日	死亡日
	19,000円/日	1,900円/日
緊急時治療管理	5,180円/日	518円/日
認知症行動心理症状 緊急対応加算	2,000円/日	200円/日
生產性向上推進体制加算	(I) 1, 000円/月 (Ⅲ) 100円/月	(I) 100円/月 (II) 10円/月
短期集中リハビリテーシ	(I) 2, 580円/日	(I) 258円/日
ョン実施加算	(Ⅱ) 2, 000円/日	(田) 200円/日
認知症短期集中リハビリ	(I) 2, 400円/日	(I) 240円/日
テーション実施加算	(Ⅱ) 1, 200円/日	(川) 120円/日
経口移行加算	280円/日	28円/日
		, ,, ,
経口維持加算	(I) 4, 000円/月 (H) 1, 000円/円	(I) 400円/月
	(Ⅱ) 1, 000円/月	(II) 100円/月
口腔衛生管理加算	(I) 900円/月	(I) 90円/月
	(Ⅱ) 1, 100円/月	(II) 110円/月
リハビリテーションマネ	(I) 530円/月	(1) 53円/月
ジメント計画書情報加算	(II) 330円/月	(Ⅱ) 33円/月
自立支援促進加算	3,000円/月	300円/月
科学的介護推進体制加算	600円/月	6 0 円/月
入所前後訪問指導加算 (I)	4,500円/回	450円/回
入所前後訪問指導加算 (Ⅱ)	4,800円/回	480円/回
施行的退所時指導加算	4,000円/回	400円/回
\H=Cn+.k=+n+H (H-+n/\(\text{\ti}\text{\tex	(I) 5,000円/回	(I) 500円/回
退所時情報提供加算	(II) 2, 500円/回	(Ⅱ) 250円/回
7 7日2C 24 7年14年4月25	(1) 6, 000円/回	(I) 600円/回
入退所前連携加算	(Ⅱ) 4,000円/回	(Ⅱ) 400円/回
低栄養リスク改善加算	3,000円/月	300円/月
かかりつけ医連携 薬剤調整加算 (I)ロ	700円/回	7 0円/回
協力医療機関連携加算	(1) 1, 000円/月 (2) 50円/月	(1) 100円/月 (2) 5円/月
在宅復帰在宅療養	(I) 340円/日	(1) 34円/日
支援機能加算	(II) 460円/日	(II) 46円/日
	(I) 2, 390円/日	(1) 239円/日
所定疾患施設療養費	(Ⅱ) 4,800円/日	(川) 480円/日
	(I) 30円/月	(1) 3円/月
褥瘡マネジメント加算	(Ⅱ) 130円/月	(II) 13円/月
	(I) 100円/月	(I) 10円/月
排泄支援加算	(Ⅱ) 150円/月	(II) 15円/月
	(1) 100 1/ /1	(H) 10 1///1

(III)	200円/月	(Ⅲ)	20円/月	
` '		` '		

※介護サービスの質の評価と科学的介護の取組を推奨されています。化学的介護情報システムを通して、厚生労働省に計画書、心身・疾病情報等のデータを送ることがあります。

工 利用者負担段階

第1段階	市町村民税世帯非課税の老齢福祉年金受給者、生活保護受給者
第2段階	市町村民税世帯非課税であって、課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円
	以下の方
第3段階①	市町村民税世帯非課税であって、課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円
	超120万円以下の方
第3段階②	市町村民税世帯非課税であって、課税年金収入額と合計所得金額の合計が120万
	円超の方
第4段階	上記以外の方
	配偶者が市町村民税課税の場合(同一世帯かは問わない)
	預貯金等が基準額を超える場合

オ その他の費用

居住費(光熱水費含む)	利用者負担段階		
	第1段階	 日額	490円
一人部屋	第2段階	日額	490円
一人的连	第3段階	日額	1,310円
	第4段階	日額	1,768円
二人部屋	第1段階	日額	0円
—八部 <u>连</u>	第2段階	日額	370円
四人部屋	第3段階	日額	370円
四八印建	第4段階	日額	477円
	第1段階	日額	300円
	第2段階	日額	390円
食費	第3段階①	日額	6 5 0 円
	第3段階②	日額	1,360円
	第4段階	日額	1,545円
CSセット (セットレンタル) (外部業者委託)		日額253円	(税抜き230円)~
和光向外曲	(1) クラブ活	動の材料費	実費
教養娯楽費	(2) 行事の材	料費	実費
特殊福祉用具使用代	1台につき	日額	100円
 持込家電使用代(電源が必要な物)	1台につき	日額	150円
付込水电灰用(八 (电源が必要な物)	携帯電話	日額	20円
理美容代	1回につき		2,000円~
	洗濯機使用	1回	200円~
私物の洗濯代	クリーニング代	$1 \log$ につき	363円(消費税込)
	シミ抜き、ドラ	イクリーニング	別途加算
健康管理費	予防接種費用等(市町村の施策に。	よります)
学習療法費用	(実施している場合	かみ1月につき)	2,200円

5 料金の支払方法

毎月、5日までに前月分の請求をいたしますので、その月の15日までにお支払いください。お 支払いいただきますと、領収書を発行いたします。

お支払い方法は、銀行振込、現金集金、口座自動引落しの3通りの中から自由に選べます。

6 サービスの利用方法

(1) サービスの利用開始

まずは、お電話等でお申し込みください。当事業所の職員がお伺いいたします。 ※居宅サービス計画(ケアプラン)の作成を依頼している場合は、事前に介護支援専門員とご相談ください。

- (2) サービスの終了
 - ① お客様のご都合でサービスを終了する場合サービスの終了を希望する日の1週間前までに お申し出ください。
 - ② 当事業所の都合でサービスを終了する場合人員不足等やむを得ない事業により、サービスの 提供を終了させていただく場合がございますが、その場合は、終了1か月前までに文書で通知します。
 - ③ 自動終了

以下の場合は、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了いたします。

- ・お客様が介護保険施設に入所した場合
- ・介護保険給付でサービスを受けていたお客様の要介護認定区分が、非該当(自立や要支援) と認定された場合
 - ※ この場合、条件を変更して再度契約することができます。
- ・当事業所において定期的に実施される入所継続検討会議において、退所して居宅において 生活ができると判断された場合
- ・お客様の病状、心身状態等が著しく悪化し、当事業所での適切な介護保健施設サービスの 提供を超えると判断された場合(医療機関への入院等が含まれる)
- ・お客様及び扶養者が、本説明書に定める利用料金1ヶ月以上滞納し、その支払いを督促したにもかかわらず14日間以内に支払われない場合
- ・お客様が、当事業所、当事業所の職員又は他の入所者等に対して、利用継続が困難となる 程度の背信行為又は反社会的行為を行なった場合
- ・天災、災害、施設・設備の故障その他やむを得ない理由により、当事業所を利用させることができない場合
- ・お客様が亡くなられた場合
- 4) その他
 - ・当事業所が正当な理由なくサービスを提供しない場合、守秘義務に反した場合、お客様、 ご家族などに対して社会通念を逸脱する行為を行なった場合、または当事業所が破産した場合、お客様は文書で解約を通知することによって即座にサービスを終了できます。

7 記録について

- (1) 当事業所は、利用者の介護保健施設サービスの提供に関する記録を作成し、その記録を利用終了後2年間は保管します。
- (2) 当事業所は、利用者が前項の記録の閲覧、謄写を求めた場合には、原則として、これに応じます。 但し、扶養者その他の者(利用者の代理人を含みます)に対しては、利用者の承諾その他必要と認

められる場合に限り、これに応じます。

8 身体の拘束等・虐待防止について

当事業所は、原則として利用者に対し身体拘束を行ないなせん。但し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合は、施設管理者又は施設長が判断し、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を制限する行為を行なうことがあります。この場合には、当施設の医師がその様態及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を診療録に記載することとします。

虐待・拘束の防止のための指針を整備し、検討をする委員会を定期的に開催し、検討事項を従業者に周知するとともに、研修を定期的に実施します。

9 施設利用に当たっての留意事項

- 面会(7:00~21:00)
- · 外出·外泊
- 飲酒・喫煙
- ・ 火気の取扱い
- ・ 設備・備品等の持ち込み
- ・ 金銭・貴重品の管理
 - ※ ご家族様等が、ご利用者様本人に直接お渡し、職員が把握困難な金品等の紛失につきましては、当施設は一切責任を負いません。
 - ※ ご家族様が、ご利用者様本人に金品等をお渡しになった際には、お近くの職員にご一報下さるか、事務室に預けるようにして下さい。
- 外泊時等の施設外での受診
- ・ ペットの持ち込み
- 食べ物の持込

10 禁止事項

当事業所では、多くの方に安心して療養生活を送って頂く為に、利用者の「営利行為、宗教の 勧誘、特定の政治活動」は禁止します。また、施設内への危険物及び利用者の安全を脅かす恐れ のある物品(食品を含む)の持ち込みを面会の方も含めて禁止します。

11 サービス内容に関する苦情

- (1) お客様相談・苦情窓口
 - ①受付窓口 介護老人保健施設 湖水荘

担当者 支援相談員 松本 政樹

電 話 0173-22-5694 FAX 0173-22-5876

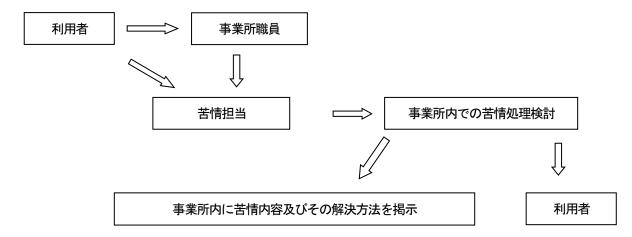
受付日 原則、祝祭日を除く月曜日~金曜日

受付時間 午前8時30分~午後5時30分

- ②備え付けの用紙、管理者宛の文書で所定の場所に設置する「ご意見箱」に投函して申し出ることができます。
- ③ 2ヶ月に1回の福祉オンブズマンの来訪(利用者との面談)を実施する。

(2) 苦情処理体制

苦情処理フロー



(3) その他

当事業所以外に、お住まいの市町村及び青森県国民健康保険団体連合の相談・苦情窓口等に苦情を伝えることができます。

ア 鶴田町介護福祉課

0173 - 22 - 2111

イ 青森県国民健康保険団体連合会(苦情処理委員会)

017 - 723 - 1336

ウ 青森県運営適正化委員会

017 - 731 - 3039

12 緊急時の対応方法

サービスの提供中に容体の変化等があった場合は、事前の打ち合わせにより、主治医、救急隊、ご 家族、介護支援専門員等へ連絡をいたします。

7 10000	× 31 32 < 3	之相已: 700 00 7 0		
協力病院	名称	つがる西北五広域連合 鶴田診療所		
かりが内で	住所	鶴田町大字鶴田字鷹ノ尾34	電話番号	0173-22-5484
協力病院	名称	かねひらクリニック		
かりが内で	住所	五所川原市旭町55-2	電話番号	0173-35-3167
協力病院	名称	尾野病院		
協力力内内	住所	つがる市木造若竹 5	電話番号	0173-42-2133
協力歯科	名称	なかじま歯科クリニック		
かり」と	住所	鶴田町大字鶴田字相原17	電話番号	0173-23-1230

13 事故発生時の対応

サービスの提供中に事故が発生した場合は、お客様に対し応急処置、医療機関への搬送等の措置 を講じ、速やかにお客様がお住まいの市町村、ご家族、居宅介護支援事業者等に連絡を行います。 また、事故の状況及び事故に際して採った処置について記録するとともに、その原因を解明し、 再発生を防ぐための対策を講じます。

なお、当事業所の介護サービスにより、お客様に対して賠償すべき事故が発生した場合は、速や かに損害賠償いたします。(当事業所はあいおいニッセイ同和損保と損害賠償保険契約を結んでお ります。)

14 非常災害対策

防災設備	消火器(30台)、自動火災報知機(6台)、誘導灯(26台)、 消火用散水栓(6台)
防災訓練	年2回実施
防火責任者	長内勝靖

非常災害対策の計画を策定し、鶴田町及び関係機関との連携を密にして、災害訓練は施設周辺地域との連携を考慮して行います。また、感染症の発生・蔓延に備え、委員会の開催、計画の策定、研修・訓練を実施します。

15 秘密の保持について

- (1) 当該事業所の従事者は、正当な理由がなくその業務上知り得たお客様及びご家族の秘密を漏らしません。
- (2) 当該事業所の従業者であった者は、正当な理由がなくその業務上知り得たお客様及びご家族の秘密を漏らしません。
- (3) 事業者では、お客様の医療上緊急の必要がある場合又はサービス担当者会議等で必要がある場合に限り、あらかじめ文書による同意を得た上で、必要な範囲内でお客様又はご家族の個人情報を用います。

16 施設・設備の使用上の注意

- ・居室及び共用施設、敷地をその本来の用途に従って利用して下さい。
- ・施設、設備を壊したり、汚したりした場合には、ご利用者に自己負担により原状に復していた だくか、又は相当の代価をお支払いいただく場合があります。
- ・ご利用者に対するサービスの実施及び安全衛生等の管理上の必要があると認められる場合には、 ご利用者の居室内に立ち入り、必要な措置を取ることができるものとします。但し、その場合、 ご本人のプライバシー等の保護について、十分な配慮を行います。
- ・ 当施設の職員や他の入所者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動を行うことはできません。

17 防犯上の注意

当施設では、関係者以外が許可無く施設敷地内へ立ち入ることを禁止しています。防犯上、職員がお声がけをする場合がございますのであらかじめご了承ください。

ご家族等と一緒に来訪しても、目的によっては入場をお断りする場合があります。

18 その他

当事業所についての詳細は、パンフレットを用意して有りますので、ご請求下さい。

19 ICT機器の使用

当施設では、以下の目的のために、画像による見守り、睡眠状態や体調を把握などのため、各種センサー類を含む介護ロボット等のICT機器を居室に設置する場合があります。

- ①利用中の安全と事故予防、事故の早期発見
- ②利用者の体調管理

これらの機器で収集したデータを使用して知り得た個人情報は、必要最小限の範囲内で使用します。

個人情報利用同意書

私(及び私の家族)の個人情報の利用については、下記により必要最小限の範囲内で使用することに同意します。

記

1 使用目的

- (1) 介護サービスの提供を受けるにあたって、介護支援専門員と介護サービス事業者との間で開催されるサービス担当者会議において、利用者の状態、家族の状況を把握するために必要な場合。
- (2) 上記(1)の外、介護支援専門員又は介護サービス事業所との連絡調整のために必要な場合。
- (3) 現に介護サービスの提供を受けている場合で、私が体調等を崩し又はケガ等で病院へ行ったときで、医師・看護師等に説明する場合。
- (4) 現に介護サービスの提供を受けている場合で、医師・看護師等に経過を報告するため、または、 施設内での診療並びに介助の方法等を検討するために、患部の写真撮影をする場合。
- 2 個人情報を提供する事業所
 - (1) 施設サービス計画に掲載されている介護サービス事業所
 - (2) 病院又は診療所(体調を崩し又はケガ等で診療することとなった場合)
- 3 使用する期間

サービスの提供を受けている期間

4 使用する条件

- (1) 個人情報の利用については、必要最小限の範囲で使用するものとし、個人情報の提供に当たっては関係者以外の者に洩れることのないよう細心の注意を払う。
- (2) 個人情報を使用した会議、相手方、個人情報利用の内容等の経過を記録する。

令和 年 月 日

社会福祉法人 桂久会 殿

住所

氏名

(家族) 住所

氏名